

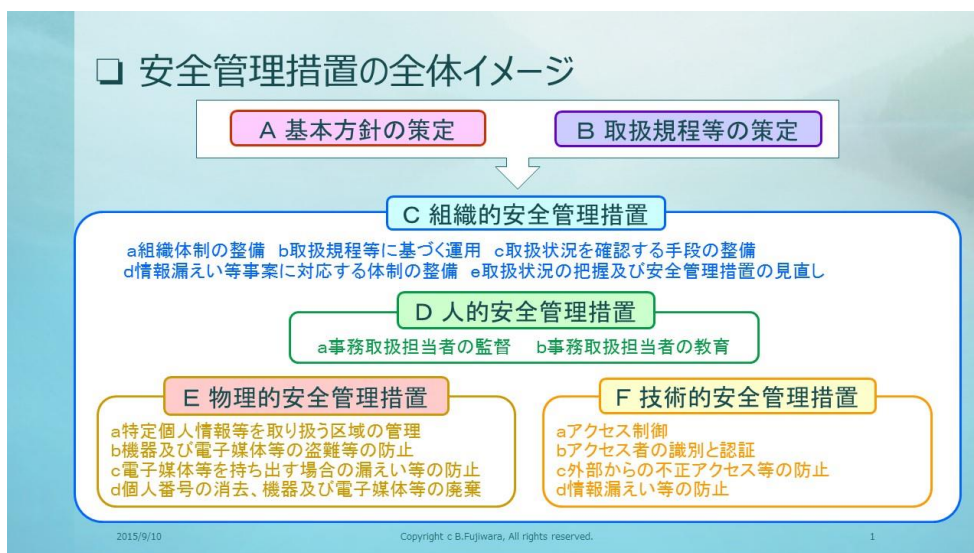
事業者の皆様へ

## マイナンバーは、 適法に取り扱われていますか？

ご承知のとおり、平成28年1月よりマイナンバーの利用が始まりました。

事業者がマイナンバーを取り扱う為には、番号法に基づく特定個人情報等の安全管理措置を講じておかなければなりません。

- ☞ 中小規模事業者は、特例的に対応方法により、取扱規程などの策定義務はありませんが…
- ☞ 実務上は、取り扱い方法が何らかの「見て分かる形」で示されていないと事務処理の統一性・正確性が損なわれて、ミスが起こり易くなり…
- ☞ 特定個人情報等（マイナンバー含む）が適法に取り扱われず、情報漏えい等の危険度が増すことにもなりますので…
- ☞ たとえ、中小規模事業者が安全管理措置を講じる場合であっても、「取り扱いに関する決まりなど」について「見て分かる形」に整備しておくことをお勧めいたします。



弊所では、それぞれの事業の特徴や事情に即応した簡便で実効性ある安全管理措置の低コストでの構築をモットーに、皆様の事業のコンプライアンスをサポートいたします。

☆コスト例：小売業（社員10名）取扱要領（A4×4枚程度）＋取扱記録ファイル3P＝1式 ¥35,000-

まずは、状況をお聞き（ヒアリング）し、作業内容・費用についての見積を提示して、ご了承・ご契約をいただいた上で本作業に取り掛かりますので、取り敢えず、お困りの点やご不明の点について、お気軽にご相談していただければ幸いです。

お問い合わせは、下記へ



ふじわらぶんろく

藤原文六社会保険労務士事務所／オフィスワーク フジワラ

TEL/FAX : 0897-33-8626      E-mail : goya269@mbf.nifty.com

※ホームページからもお問い合わせいただけます。 <http://bunroku.jimdo.com/>